

## 東日本大震災被災に伴う 2015 年度入学検定料・入学金・学費等減免について

関西学院大学では、2012 年度より、東日本大震災に被災した受験生（大学・大学院）及び在学生の経済的支援を図るため、入学検定料、入学金、学費等の減免を行っています。2015 年度につきましても、本人からの申し出により次の減免措置を講じることになりましたのでお知らせします。

◆受験生：入学検定料（可否に関わらず返金）、入学金（入学した場合のみ返金）、2015 年度学費全額免除

※入学検定料および入学金はいったん納入していただくことになります。

◆在学生：2015 年度学費全額免除

なお、2015 年度秋学期開始前に申請に基づき適用の可否を判断し、家計収入等、生活基盤の改善が図られたと判断できる場合には、対象者からは除きます。

### 【関西学院大学 受験生の皆さんへ】

災害にあわれた世帯の方につきましては、次の連絡先までご相談いただき、減免措置を希望する場合は所定の手続きを行ってください。

既に 2015 年度の受験がお済みの方も、対象となりますのでご相談ください。

受験生（外国人留学生入試除く） → 入試部（0798-54-6135）

外国人留学生入試受験生 → 国際連携機構事務部（0798-54-6115）

### 1. 適用条件

2015 年度関西学院大学入学生（正規学生）のうち、東日本大震災により生活基盤を失い、受験及び入学後の学業を継続することが著しく困難な方。ただし、以下の要件いずれかを満たした方。

#### 1) 被災地に居住する家計支持者が亡くなられた方

（ただし、出張等の事由により、家計支持者が被災地において災害に起因する事由で死亡した場合を除きます）

#### 2) 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）および滅失した方

#### 3) 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方

（ただし、出張等の事由により、家計支持者が被災地において災害に起因する事由で負傷した場合を除きます）

- 4) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している場合  
(福島第一原子力発電所事故を含みます。)
- 5) その他

<ご注意>

申請時に所得に関する審査があります。一定の所得を超えた場合は採用されませんので、予めご了承ください。

## 2.提出書類

- 1) 「所得証明書およびその他収入状況のわかる書類」(全員必要)
- 2) 「死亡診断書」(1-1) の場合)
- 3) 「市町村が発行する罹災証明書」(1-2) の場合)
- 4) 「家屋の損壊状況が証明できる書類」(1-2) の場合)  
※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出してください。
- 5) 「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」(1-3) の場合)

・申請期日と減免措置適用審査について

まずは、入試部(0798-54-6135)にご相談ください。

その上で、2015年3月24日までに上記の提出書類を関西学院大学入試課(〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155)まで、簡易書留郵便で郵送してください(締切日必着)。提出書類にもとづき減免措置適用についての審査を行います。減免措置適用の結果については、電話で連絡を行うとともに、減免措置が適用となる方については、関係書類を郵送致します。

### 【関西学院大学 在学生の皆さんへ】

授業料の減免措置を希望する場合は、学生活動支援機構事務部 奨学金係(神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は、各所属学部・研究科事務室)までご相談いただき、手続きを行うようにしてください。